

「中継輸送」

長距離運行を複数のドライバーで分担する輸送形態



労務負担の軽減や人手不足の緩和に資する

【実施に当たっての課題】

- 平成27年度から28年度にかけて「中継輸送実証実験モデル事業」を実施
- モデル事業を通じて、中継輸送の実施に当たっての具体的な課題が明らかに
 - ・中継輸送を行うトラック事業者同士のマッチングの場が十分でないこと
 - ・トラック事業者同士が交わす協定書の項目が明確でないこと

等

【普及・実用化に向けた取組】

手引書の作成

平成29年3月に、中継輸送の実施に当たって検討すべき事項や必要となる資料等について、分かりやすく解説した手引書を作成

- 【手引書の項目】
- ・中継輸送の実施ルール
- ・中継輸送の枠組み
- ・中継輸送の運用の詳細
- ※協定書の項目例

手引書(抜粋)

■大まかに運行図を作ってみる

ここまで決まった段階で、一度、大まかな運行図を作ってみましょう。
以降、相手のトラック事業者と詳細の検討をするにあたって、活用することができます。

【運行図 (イメージ)】

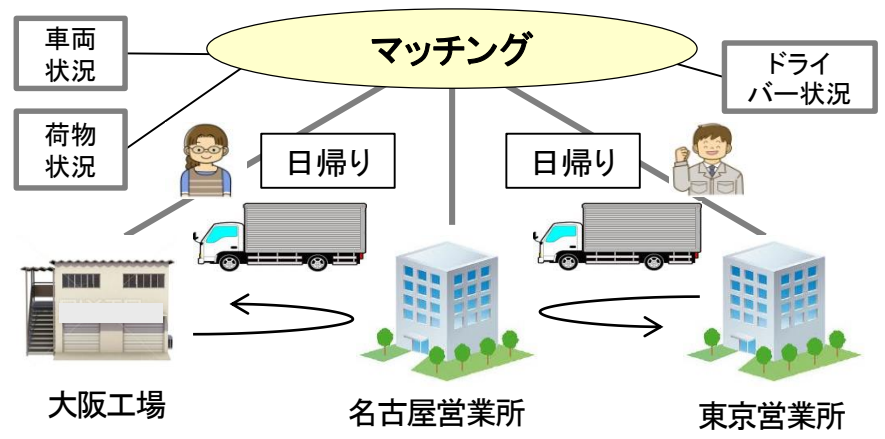
中継方式	状況	トラック事業者	貨物
現状	A → B	1台	1車
中継イメージ (時間は目安)	A → B → C	2台	1車

等

周知・支援等

- 各都道府県等のトラック事業の協同組合に対し、中継輸送のマッチング機能を担うよう働きかける
- 上記の手引書について、ホームページや説明会等を通じて、トラック事業者の利用を促していく

【中継輸送のイメージ】



中継輸送モデル事業の実証実験 実施一覧

都市－都市（関東～関西）

	中継方式	区間 (発地)	中継拠点	物流事業者	実施日
ペアA	貨物積替方式	行田市⇔ ⇔津市	静岡 吉田町 サンワNETS	清水運輸 カワキタエクスプレス	平成29年 2月2日
ペアB	ドライバー 交替方式	川崎市⇔ ⇔大阪市	浜松 トラックステーション	魚津海陸運輸倉庫 福井高速運輸	平成29年 2月6日、7日
ペアC		横浜市⇔ ⇔愛知県 飛島村	浜松 トラックステーション	萬（よろず）運輸 協伸運輸	平成29年 2月13日、14日

都市－地方（関東～東北）

	中継方式	区間 (発地)	中継拠点	物流事業者	実施日
ペアD	貨物積替方式	川越市⇔ ⇔山形市	郡山 トラックセンター	清水運輸 トヨタライン	平成29年 2月9日
ペアE	ドライバー 交替方式	伊勢崎市⇔ ⇔天童市	白河IC付近 ガリンスタド	GRトランス ティスコ運輸	平成29年 1月23日、24日

「貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の相互使用について」
 (平成9年7月1日付国土交通省通達)

事業用自動車の相互使用を行おうとする事業者には、以下の事項について措置するよう周知されたい。

- 1 相互使用を行う当事者間において、次の点につき協定書等により定めておくこと。
 - (1) 運行区間及び運転者の交代する場所
 - (2) 相互使用の対象となる事業用自動車^が配置されることとなる営業所
 - (3) 相互使用の対象となる事業用自動車の当該営業所毎の車両数
 - (4) 相互使用の対象となる事業用自動車の自動車登録番号(区間及び配置されることとなる営業所を示すこと)
 - (5) 相互使用の対象となる事業用自動車の運行管理、車両管理及び事故の処理についての相互の責任関係
 - (6) 損害賠償に関する事項
- 2 相互使用の対象となる事業用自動車には、事業者名及び運行区間等を記載した表板を当該事業用自動車の助手席側の前面に外側から見やすいように置くこと。

別紙 (表板の様式)

相互使用車両	
登録番号	
事業者名	
運行区間	
事業者名	
運行区間	

協定書の項目例

① 中継輸送実施の目的

「ドライバーの労働時間改善」や「輸送の効率化」など、相手のトラック事業者と中継輸送を実施する目的を十分に話し合っておきましょう。

② 運行区間と交替場所

中継輸送を継続・拡大していく中で、より効率的な運行を目指し、様々な見直しが発生する事もあります。覚え書での締結も検討しましょう。

項目は、運行区間と交替場所、また④項と関連しますが、その車両の所属営業所と登録番号(車両を特定する場合)が考えられます。

③ 車両の受け渡し方法

中継場所でドライバーが交替する時の対応を決めておきましょう。
例えば車両を引き受けるドライバーが、相手ドライバーから車両を引き受ける時に受領サインをする帳票で受け渡しをするやり方もあります。

④ 使用車両の事業用自動車の特定

中継輸送で使用する車両を特定しましょう。
また、メーカーによって補助ブレーキなど車両の構造に違いがある場合、事前にドライバーへ指導する事も必要です。

⑤ 運行時の『運行管理』と『車両管理』の責任

運行管理と車両管理の責任が、どちらのトラック事業者にあるのかを決めておきましょう。

例えば引き受ける事業者のドライバーが車両を引き受けた時点から、運行管理と車両管理の責任を担うという考え方があります。

⑥ 車両整備の責任

車両整備の責任が誰にあるのかを決めておきましょう。
例えば車検証の使用者が担うという考え方があります。

⑦ 引渡し時の整備責任

⑤項と関連しますが、相手事業者のドライバーに車両を引き渡す際の整備責任が誰にあるかを決めておきましょう。
引渡し事業者が通常の使用に耐えるように整備し引き受け事業者に引渡しをするという考え方があります。

⑧ 事故発生時の報告責任

事故等が発生した場合の報告責任について決めておきましょう。
引き受け事業者が引渡し事業者に報告責任を担うという考え方があります。

⑨ 損害賠償の範囲

貨物の喪失や破損、あるいは第三者の死傷等、損害賠償の範囲、更には責任も決めておきましょう。
例えば一切の責任を引き受けている事業者が担うという考え方があります。またその際の対応要領をどうするかも両社で十分に検討しておく必要があります。

⑩ 車両使用料の取り扱い

車両使用料り取り扱いを決めておきましょう。
例えば相互使用のため発生させないという考え方があります。

⑪ 契約期間

⑫ 条項外事項発生時の対応